

区分	リスクマネジメントマニュアル	報告のガイドライン (ケガ)	ガイドライン 誤薬 (現行)	ガイドライン 誤薬の場合 (新規・案)
ヒヤリハット	当該行為が利用者には実施されなかったが (おこらなかったが) 仮に実施された (おこった) とすれば、何らかの被害が生じたであろうと予測できる場合	事故はおこっていないが、ヒヤッとした。(被害の生じる可能性が高かった)	誤薬はおこっていないが、ヒヤッとした。(被害の生じる可能性が高かった)	・現行に加え、食席の下に薬が落ちていたが、発見が早かった結果など、 <b>適切に服薬できた場合はヒヤリハット。</b>
事故1	問題のある行為などが利用者に実施された (おきた) が、結果的には被害はない場合、又は、施設内での処置及び経過観察で対応可能であった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●転倒などはあったが、ケガをしなかった。</li> <li>●ケガをしたが、施設内の医師に電話など口頭で報告し、指示を得ただけで、治療は要しなかった。</li> <li>●ケガをしたが、医師に報告しても診察は必要なく、なおかつ、家族に報告を行なったが、苦情にはならなかった場合。</li> </ul>		<p><b>誤薬があることが明らかであるが、医師に報告し、診察がない場合。</b></p> <p>(例) 服薬の抜けがあったが、発見が遅く、医師に報告したところ、診察はなく、服薬は行わないままになった。(あらかじめ指示のあったとおりの処置をした)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬が落ちているのを見つけたが、いつのものか、誰のものか判明しない。(服薬の抜けや、薬管理の不備があったことは明らか)</li> <li>・同一利用者の、朝と昼の服薬を間違えたが、医師に報告したところ、診察はなく、経過観察のみであった。</li> </ul>
事故2	問題のある行為などが利用者に実施された (おきた)。それを原因として、利用者に何らかの変化が生じ、病院での治療など施設内だけでは対応が困難な処置の必要が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ケガをして (誤薬があった)、外部及び自施設で医師の診察・治療・検査などを受けた。(医師の診察のみで、治療を要しない場合を含む)</li> <li>●死亡事故</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤薬はすべて医師に報告し、指示を受ける。</li> <li>・医師に報告し、指示を受けるということは、受診と同じ。</li> <li>・医療機関に受診した場合は、事故2であり、介護保険課に確認したところ、(平成24年9月) 誤薬は、事故報告が必要と言う回答であったため、報告を行なう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>診察を要した。</b></li> <li>・<b>その他、診察がない場合も下記は事故2とする。</b></li> <li>・<b>人間違いによる誤薬</b></li> <li>・<b>一度に2人以上に被害が出た場合</b></li> <li>・<b>2日以上誤薬状態が持続した場合。</b></li> </ul> <p><b>上記の誤薬は、仮に医師の診察を要しないと判断し、家族からの苦情がなくとも、被害の程度が大きく、リスクが高いとみなされるため、事故2報告の対象とする。</b></p> <p><b>介護保険課に対し、報告を行なうことについては、その都度事務局で判断する。</b></p>

その他

- ◎事故2報告について伊丹市等外部機関に対する報告が必要かどうかは事務局が決定する。介護保険サービスに関しては介護保険課の要領に基づき、事務局から報告を行なう。介護保険サービス以外の事故2報告については、その都度事業所と事務局とで調整する。
- ◎事業所において事故2かどうか判断に迷うものは、事務局に問い合わせる。いったん、事故1に分類した事故も、後に苦情などが生じたり、事後の状況が悪化し、受診などした場合は、事故2報告に変更し、事務局に報告する。
  - ・事故があり、ケガをしても (誤薬があっても) 医師の診察は要さなかったが、家族や本人から苦情が発生している場合。この場合は、事故1が本来であるが、苦情受付報告を行なうとともに、事務局と協議の上、介護保険課その他外部機関に報告する。この場合は事故1から事故2に切り替える。

●事故2報告書 (至急)	①統括リスクマネージャーが速やかに最善の事故処理を行ない、電話等で事務局に報告
●事故2報告書	②事故2報告書 (至急) を事務局に提出 (事故発生後2日以内) ・事故2報告書 (至急) を使用 → 介護保険課に事故報告書を提出する場合、事務局で、事故報告書を切り替え、提出する。 ③事故2報告書を事務局に提出 (事故発生後2週間以内) ※事故報告書 (事故2至急、事故2とも) は、決裁後、リスクマネジメント委員長、各部会長、副部長に報告し、提出事業所に原本を戻す。各事業所は、原本を再度確認し、事業所内に周知する。